

## 日本の運転免許の保持

日本の運転免許の書き換えは、必ず本人が各都道府県警察の運転免許センターに出向かなければなりません。一時帰国の際にはご自分の免許の切り替えがいつか、必ず確認しましょう。

通常の免許の切り替え期間は誕生日を挟んで前後  $1 ext{ } ext{ }$ 

## 書き換え期間を過ぎてしまった場合:

- \* 失効日から6か月を経過しない場合 免許試験のうち、技能試験及び学科試験が免除されます。
- \* 失効日から6か月を経過し3年を経過しない場合

海外滞在等やむを得ない事情のため、上記の期間内に試験を受けることができなかった場合 当該事情が止んでから1か月以内であれば、免許試験のうち、技能試験及び学科試験が免除 されます。なお、海外滞在の場合、免許が失効した後最初の一時帰国のときが「当該事情が 止んだとき」となります。

\* 失効日から3年を経過した場合 試験の一部免除は認められません。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html#section6 (外務省)

https://www.npa.go.jp/policies/application/license\_renewal/living\_abroad.html#1 (警視庁)

## NY 州の運転免許を日本の免許に書き換える

日本では運転免許をお持ちではなく、はじめての免許を NY で取られた方も、日本に帰国後に免許を書き換えることができます。日本で運転することに支障がないか審査・確認を受けた上で、運転免許試験の一部(学科試験・技能試験)が免除されます。

その場合は以下の条件が適用されます。

- \*NY 州の免許が発行されてから3か月以上米国に滞在していた証明
- \*NY州の免許が有効期限内であること

申請に当たっては、事前に、申請先の都道府県運転免許試験場または運転免許センターへ、提出書類・手数料・受付時間・講習場所等を確認してください。

高校を現地で卒業されて、大学から日本に帰国を考えていらっしゃる方は、NY で免許を取ってから3か月以上米国に滞在できるよう、計画を持って進めてください。

詳しくは、以下のサイトをご参照ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html (外務省)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai05.html (警視庁)

https://jaf.or.jp/common/kuruma-qa/category-drive/subcategory-another-country/faq181

(JAF)

以下のサイトは公的機関のものではありませんので、内容についての責任は負いかねますが、ある 程度参考になるかと思います。

http://gaimen.net